「社会環境整備部会」への付託事項について

- ■「社会環境整備部会」への付託事項(部会設置要綱第2条(3)関係) 条例第54条第1項第2号及び第3号にかかる事項について審議を付託する。
- ○条例第54条第1項第2号関係

青少年の健全育成にとって「有害」な興行等について、知事が指定するとき。

区分	運用状況	備考
第15条第1項(有害興行の指定)	0件(令和4年度)	
	令和3年度にこれまで毎月行って	
	いた有害興行の指定は行わないよ	
	う有害興行指定運用を見直し。	
第16条第1項第3号(有害図書類の個別指	0件(令和4年度)	
定)	令和4年度に今後は一般の方から	
	の申出などに基づき検討するよう	
	有害図書類指定運用を見直し。	
第19条第1項第4号(有害がん具類の個別	「がん具銃 (空気銃・ガス銃)」	
指定)	で一定の構造機能を有するものを	
	指定(平成 14年)	
第20条第1項(有害刃物の指定)	ミリタリーナイフ、サバイバルナ	銃刀法
	イフ、ダガーナイフ、バタフライ	
	ナイフを指定 (平成 20 年)	
第22条第1項第3号(有害広告物の個別指	現在指定しているものはあり	
定)	ません。	

○条例第54条第1項第3号関係

青少年の健全育成にとって「有害」な図書類等の基準を規則で定めるとき。

区分	基準の制定状況	備考
第16条第1項第1号(有害図書類の包括指定に係	条例施行規則第1条による認	
る写真又は図画の基準)	定基準(最終改定:平成19年)	
第16条第1項第2号(有害図書類の包括指定に係		
る映像場面の基準)		
第19条第1項第1号(有害がん具類の包括指定に		
係る形状、構造又は機能の基準)		
第20条第1項(有害刃物の指定に係る形状、構造		銃刀法
又は機能の基準)		
第22条第1項第1号(有害広告物の包括指定に係		
る写真又は図画の基準)		
第37条第1項第3号(深夜に立入を禁止する、設	現在のところ規則で定めてい	風俗営
備を設けて、客に遊戯又はスポーツを行わせる営	るものはありません。	業法
業種目の基準)		